

## むつ市議会第220回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成26年6月20日（金曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第30号 むつ市いじめ問題対策委員会条例
- 第2 議案第31号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第32号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について
- 第4 議案第33号 下北地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第5 議案第35号 財産の取得について  
(むつ市消防団大畑消防団第1分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第6 議案第36号 財産の取得について  
(脇野沢庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第7 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第8 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 第9 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第10 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第11 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第12 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第13 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第14 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

#### 【委員の推薦】

- 第15 農業委員会委員の推薦

#### 【緊急質問の申し出】

## 第16 緊急質問について

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	7番	村	川	壽	司
8番	佐	賀	英	生	9番	東		健	而
10番	石	田	勝	弘	11番	菊	池	広	志
12番	斉	藤	孝	昭	13番	濱	田	栄	子
14番	浅	利	竹二	郎	15番	中	村	正	志
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（2名）

6番	目	時	睦	男	16番	半	田	義	秋
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長職務 代理市長	新	谷	加	水	教委會 委員	育会長	高	瀬	厚	太	郎
教育長	遠	島		進	公管企 業者		遠	藤	雪	夫	
代監査委員	阿	部		昇	農委會 委員	業会長	立	花	順	一	
総務政策 部長	伊	藤	道	郎	財務部長		石	野		了	
民生部長	松	尾	秀	一	保健福祉 部長		花	山	俊	春	
経済部長	浜	田	一	之	建設部長		鏡	谷		晃	
下水道 部長	酒	井	嘉	政	川内庁 舎長		松	本	大	志	
大畑庁舎 長	畑	中	恒	治	協野所 舎長		白	尾	芳	春	
会管総政 理出納室	鹿	内		徹	選委事 務局	理会長	館		健	二	



## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

6月16日、各委員会に付託いたしました議案等の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長から、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第14 委員長報告、

### 質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第30号 むつ市いじめ問題対策委員会条例から、日程第14 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの14件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第30号、議案第32号、議案第33号、

議案第35号、報告第17号、報告第19号及び報告第20号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（7番 村川壽司議員登壇）

○7番（村川壽司） おはようございます。総務教育常任委員会委員長報告を行います。

総務教育常任委員会に付託されました議案4件、報告3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月16日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案等のうち、報告第17号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で承認すべきものと決定し、ほか4議案、2報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第30号 むつ市いじめ問題対策委員会条例についてであります。理事者側から、市が設置する小学校及び中学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、附属機関を設置するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、いじめが起こる原因を教育委員会では捉えているのかとの質疑があり、理事者側から、最初は子供たちの簡単な悪口や無視等から始まり、それがエスカレートし多人数に広がり大きないじめに向かうのではないかと考えている。また、いじめの背景にあるものは、核家族化の進行等による人間関係調整能力の未発達などが考えられている。そのため、各学校では集団生活における経験不足を補い、児童生徒自ら望ましい人間関係を築いていけるよう指導の工夫に努め

るとともに、いじめ防止基本方針に基づき、定期的にアンケート調査や教育相談等を行うことにより、いじめの防止に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第32号 一部事務組合下北医療センター規約の変更についてであります。理事者側から、当該組合の管理者及び代表副管理者の選任方法を、これまでの互選から充て職へ変更するとともに、識見を有する者のうちから選任される監査委員には、むつ市の当該職にある者を充てることとするためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第33号 下北地域広域行政事務組合規約の変更についてであります。理事者側から、当該組合の管理者及び代表副管理者の選任方法を、これまでの互選から充て職へ変更するとともに、参与にはむつ市副市長を充て、会計管理者及び識見を有する者のうちから選任される監査委員には、むつ市の当該職にある者を充てることとするためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第35号 財産の取得についてであります。理事者側から、むつ市消防団大畑消防団第1分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、地方税法等の一部改正に伴い、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から、法人市民税の法人税割の税率を現行の14.7%から12.1%へ引き下げ、また、軽自動車税については原動機付自転車、2輪車及び平成27年度以降に新規登録する4輪自家用車の税率を1.5倍に、その他の軽自動車の税率を1.25倍に引

き上げるほか、新車登録から13年を経過した4輪車及び3輪車については、改正後の税率の1.2倍とする重課を導入するためのものであるとの説明がありました。

これに対して委員から、改正による各年度の対象件数と影響額について質疑があり、理事者側から、法人市民税については平成27年度では約160法人で800万円の減額となり、年間を通して影響を受ける平成28年度以降では、約530法人で2,700万円の減額になると試算している。また、軽自動車税については、平成27年度は主に原動機付自転車や2輪車約3,700台で350万円の増額、平成28年度は新車登録の4輪車等約1,300台で400万円の増額、新車登録から13年を経過した車両については約1,000台で480万円の増額となり、合計で平成28年度以降については1,230万円の増額になると試算しているとの答弁がありました。

次に、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、条文整理したものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、事業者が取得する家屋、償却資産及び土地に係る固定資産税の課税免除の適用期限を平成28年3月31日までの2年間延長するためのものであるとの説明が

ありました。

これに対して委員から、適用を受ける事業者について質疑があり、理事者側から、現在該当する事業者はないが、対象となる事業が限られているため、事業内容等が合致して申請した場合は適用を受けることになるとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第31号及び議案第36号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（24番 岡崎健吾議員登壇）

○24番（岡崎健吾） おはようございます。産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月16日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第31号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、青森県屋外広告物条例の一部改正により、継続的な広告物の設置等の許可手続について、新規許可の繰り返しから、許可期間の更新へと規定が改められたことに伴い、手数料の名称を屋外広告物許可手数料から、屋外広告物許可審査手数料又は屋外広告物許可期間更新審査手数料に定めるほか、所要の条文整備をするものであるとの説明

がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第36号 財産の取得についてありますが、理事者側から、脇野沢庁舎配備の除雪ドローザを老朽化に伴い更新するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の更新に係る財源について質疑があり、理事者側から、過疎対策事業債を活用するとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、市全体での今後の更新の見通しについて質疑があり、理事者側から、小形ロータリ除雪車等、市全体で45台所有しており、老朽化の著しいものから計画的に更新していきたいとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、報告第14号から報告第16号まで、報告第18号及び報告第25号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） おはようございます。民生福祉常任委員会に付託されました報告5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月16日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました報告につきましては、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成25年度むつ市国民健康保険特別

会計補正予算を専決処分したもので、事業費の確定及び決算見込みにより、歳入歳出ともに1,100万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を78億8,238万5,000円としたものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を専決処分したもので、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い、歳入歳出ともに600万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億7,583万2,000円としたものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算を専決処分したもので、事業費の確定及び決算見込みにより、歳入歳出ともに2億3,194万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を55億8,751万1,000円としたものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、地方税法施行令の一部改正に伴い、被保険者の所得割額、均等割額及び世帯別平等割額の課税限度額の引き上げ並びに低所得者世帯への軽減措置の拡充に係る所得判定の算定方法等について改正したものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成26年度むつ市国民健康保険特別会

計補正予算を専決処分したもので、平成25年度予算の歳入に7億6,695万7,000円の不足を生じる見込みとなったことから、平成26年度予算の歳入を繰上充用するため、同額を歳入不足額として計上し、補正後の歳入歳出予算総額を79億945万5,000円としたものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、平成25年度の実績から想定される平成26年度の赤字見込額と一般会計からの繰入額、さらに今後の国保税率の改定について質疑があり、理事者側から、赤字見込額については不確定要素があるため現時点では提示することはできないが、今後も相当額の赤字が見込まれるものと考えており、一般会計からの繰入額については市の財政状況にもよるが、今年度の財政健全化支援分としての繰入額5,000万円を最低限として見込んでいきたい。また、国保税率の改定については財政健全化指針に基づき激変緩和措置を講じながら、平成28年度に再度、税率の改定を予定しているとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました6議案、8報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第30号

○議長（山本留義） まず、議案第30号 むつ市いじめ問題対策委員会条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第31号

○議長（山本留義） 次は、議案第31号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第32号

○議長（山本留義） 次は、議案第32号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第33号

○議長（山本留義） 次は、議案第33号 下北地域広域行政事務組合規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第35号

○議長(山本留義) 次は、議案第35号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市消防団大畑消防団第1分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第36号

○議長(山本留義) 次は、議案第36号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、脇野沢庁舎配備の除雪ドーザを老朽化

に伴い更新するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇報告第14号

○議長(山本留義) 次は、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第15号

○議長（山本留義） 次は、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第16号

○議長（山本留義） 次は、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第17号

○議長（山本留義） 次は、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 報告第17号に対し、反対討論をいたします。

本案は、法人税を14.7%から12.1%へと引き下げ、平成28年度以降約530法人に対し、総額約2,800万円の法人税が引き下げられる一方、軽自動車税の税率の引き上げなどで、平成28年度以降約6,000台の軽自動車などの税率が引き上げられ、

引き上げ総額は約1,230万円となるものであります。

多くの市民の負担増となる本案に反対をいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。報告第17号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者2人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、報告第17号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第18号

○議長（山本留義） 次は、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よっ

て、報告第18号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第19号

○議長（山本留義） 次は、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第19号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第20号

○議長（山本留義） 次は、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第20号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第25号

○議長(山本留義) 次は、報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求めたものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第25号は委員長報告のとおり承認されま

した。

#### ◎日程第15 農業委員会委員の推薦

○議長(山本留義) 次は、日程第15 農業委員会委員の推薦を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については、指名推選とし、議長から推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法については指名推選とし、議長から推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4人とし、杉山武美氏、鴨田輝雄氏、畑中光政氏、向川則勝氏を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4人とし、杉山武美氏、鴨田輝雄氏、畑中光政氏、向川則勝氏を推薦することに決定いたしました。

#### ◎日程第16 緊急質問について

○議長(山本留義) 次は、日程第16 緊急質問についてを議題といたします。

本日川下八十美議員から、市長逝去に際して市が設置した記帳台帳管理の行政対応について、緊急質問の通告がありました。

お諮りいたします。川下八十美議員の緊急質問に同意のうえ、発言を許可することについて採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

川下八十美議員の緊急質問に同意のうえ、発言を許可することについて、賛成の議員の起立を求めます。

(起立者16人、起立しない者6人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、川下八十美議員の市長逝去に際して市が設置した記帳台帳管理の行政対応についての緊急質問に同意のうえ、発言を許可することに決定いたしました。

ここで、緊急質問についての取り扱いについて、議会運営委員会で協議を行うため、午前11時30分まで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時30分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより緊急質問を行います。

川下八十美議員から緊急質問の通告がありますので、発言を許可します。5番川下八十美議員。

(5番 川下八十美議員登壇)

○5番(川下八十美) 私の座右の銘は、正義は権力の先行す、正義は権力の先行す、そして論言汗のごとし。特に政治家は、一旦公言したことは汗のようにもとには戻らないということにあります。川下八十美は、この信念のもとに今日まで政治活動をいたしてまいりました。

今から2年前に、北海道大学の自然地理学専門であります平川一臣特任教授は、今日まで超巨大地震の震源地が全く空白区域であった下北沖、陸中でも北海道の根室沖、襟裳岬同様に、マグニチュード8からマグニチュード9の地震が発生する可能性があるということを専門誌「科学」で発表いたしておるのであります。この世では、東日本大震災のごとく、何が起きるか全く想定外のことばかりであります。

私は、ふるさとに帰って市議員にさせていただいて、はや46年になりますが、そしてこの6月定例会冒頭の6月4日には、私の最愛の女房の一周忌、命日の日に、全国市議会議長会から30年以上の永年勤続表彰として、その栄誉を賜りました。それよりも何よりも、市制施行55年にして、故宮下順一郎市長の急逝は、誰が予期したでありましょうか。私たちは、この間に現職の3人の市長を見送ったのでありまして、極めて痛恨の極みで、改めて哀悼の意を表したいのであります。

私たち総務教育常任委員会は、村川委員長を中心に、あの坂本龍馬の地四国に議員研修をする予定が20日でありました。それを急遽中止して市長の喪に服したのであります。

迎えた6月定例会最終日、私は市長逝去に際して市が設置した記帳台帳管理の行政の対応について緊急質問ができますことは、私の46年間の政治活動の中で特筆すべきことであります。この新しい議場でも、緊急質問は全く初めてのことであり、これからのむつ市議会史上に必ずや議事録にもきっちり刻印されることでありましょう。

私は、去る16日の代表者会議で、このことについて協議事項として取り上げていただきたいと申し出をいたしましたところ、議事整理のために休会中であつたにもかかわらず、18日に再度代表者会議が開かれて、ほとんどの会派、無会派の皆さん方が、これは当然市当局から説明を求めるべきだという結論に達して、新谷市長職務代理者副市長、伊藤部長同席のもとで、このことについて説明を受けたところでありますが、残念ながら副市長からは、個人的見解のみ申し述べられて、職務代理者としてのその答弁が最後までなかったことを私は非常に残念に思っておりますし、私自身納得できないということで代表者会議が閉じられておりまするので、本日むつ市議会会議規則第64条の規定に基づき、緊急質問の通告をいたした次第

であります。

議運の皆さん、大瀧委員長を中心として30分間、そして本日の本会議においてご同意をいただき、こうして緊急質問ができますことを私は心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、今回の私の質問事項は、市長逝去に際して市が設置した記帳台帳管理の行政の対応についてであります。

具体的には、市葬終了後の関係書類の保存についてであります。

2つは、ご記帳お礼のはがきが遺族名で出された経緯について、ご説明願いたいのであります。

3つ目は、これは個人情報保護条例に抵触しないかどうか。特にプライバシーの侵害に当たらないかどうか、ご答弁願いたいのであります。

そして4つ目は、庁舎管理規則に違反しないと副市長は個人的見解を代表者会議で述べられましたが、市長職務代理者としての責任ある見解を求めるものであります。

5番目として、このはがきは、文書図画による選挙運動の範囲内かどうかのご見解も問うものであります。特に選挙管理委員会委員長におかれましては、本庁舎玄関に私が提案した「清く、明るく、正しい選挙 むつ市」、今はなき宮下市長が財政厳しい中を予算を割いていただいて、この提案を受け入れて本庁舎前に立派な看板が出されました。私は、このことを踏まえて、今回の選挙が、この清く、明るく、正しい選挙が行われることをこいねがっておる一人でありますから、あえて選挙管理委員会からこのことについての見解を求めるものであります。

以上、壇上からの質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山本留義） 市長職務代理者副市長。

（新谷加水市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（新谷加水） 川下八十美

議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

ただいま川下議員からは、市長逝去に際して市が設置した記帳台帳管理の行政対応ということであるご指摘、お尋ねをいただいたところでございますが、このたびの件につきましては、先般代表者会議でもご説明申し上げましたように、あくまでも遺族のお気持ちをしんしゃくしてのことであつたわけでございます。

しかしながら、記帳台帳のコピー提供の時期が時期でございましただけに、ご指摘のように私どもにも配慮不足の面があつたかもしれないということは否めないところでございます。この点につきましては、代表者会議でもガイドラインをつくっておくべきとのご指摘もいただいたところでありますので、今後かかる事案についてのガイドラインあるいは取扱要領というふうなことを定めまして、十分な注意を払いながら対処してまいりたいものと存じますので、何とぞご了承を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（舘 健二） 委員長に変わりました、川下議員の質問にお答えいたします。

ただいまの公職選挙法に関する質問につきましては、調査いたしまして、後ほど議長の了解を得まして、川下議員に回答いたしたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 私は、ゆうべ我が家に大きな台風と地震が発生しましたので、私を産んでくれた両親、だったとあばの遺影の前で、そして女房の仏壇の前で朝まで明かしました。私の今手元には、県議会議員選挙に出たときのあの体育館で2,000人の人々、市民が寄っていただいて個人演説会をさせていただきました。そのときに、私の友人である馬場重利責任者、当時自民党の国会議

員であった田名部匡省先生、そして石原慎太郎代議士が、当時は東京都知事でありましたけれども、応援に来てくれました。そのときに、私の大先輩である中村正雄さん、近藤光宣さん、本当に壇上で応援演説してくれました。

私は、そのご恩に報いるべく、中村正志君が、たしか平成11年に初出馬するときに、昔はこういう選挙人名簿がつくられて売っておられたのです。私は、正志君のお父さんに、3冊ほどプレゼントして、息子さんを当選させてくださいと。今では、これは私の財産になっておりますけれども、こういう形は、もはや選挙人名簿であっても、私は14回選挙を経験しておりますから、中にはこの選挙人名簿で出した私のはがきが、あるきれいなご婦人でした、きれいなご婦人が、私のところへわざわざ来て、「私の住所、氏名がどうしてあるんですか、プライバシーの侵害ではないですか」、私は絶句しました。だけれども、今はこういうことはもちろんできません。

ですから私は、副市長、あなたからの市長市葬における礼状、議長からの副委員長としての礼状、これは全くそのとおりで、だがこれも個人情報に入りますから、私のところにこのはがきを持って、「なぜ記帳した私のところにこういうはがきが来るんだ」と一般市民から訴えられました。

1,600人の記帳された方々、ありがたいことです。特に我々は戸籍謄本でも印鑑証明でも取る場合には、身分、本人の確認、こういったものも常に行われておるわけでありまして、私は今そういうことは申し上げません。なぜならば、私も倫理朝起会を勉強させていただいております。22日の告示の日も、青森文化会館で青森県下の倫理の大会がありまして、私も出席したいと思っておりますから、倫理を学ばせていただいております。副市長、これ以上私は追及はいたしません。しかし、最も大事な個人情報は市の最高管理の専権事

項であります。今後こういったことが二度と発生しないように、あわせて選挙管理委員会におかれましては、22日告示、29日投票日、むつ警察署では22日にむつ市長選挙対策取締本部が発足する予定であるそうであります。私が聞くところによると、耳にするところによると、21日ごろ、文書違反あるいは選挙違反の告知と申しますか、警告と申しますか、出るのではないかと考えております。

壇上でも言ったように、清く、明るく、正しい選挙、むつ市長を、何代だ、ゆうべ一睡もしていないから、16代目になりますかね、新しい市長を選ぶこの29日の選挙、今言ったあの看板を汚さないような選挙であってほしいということを私は心から望んでおります。

と同時に、あえて私はこのことを緊急質問したのは、市議会議員として、行政をチェックするという最大の任務を果たしたいからであります。どうか副市長を初め部課長の皆さん方におかれまして、今後こういったことがないよう希望して、私の緊急質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山本留義） これで川下八十美議員の緊急質問を終わります。

### ◎閉会の宣告

○議長（山本留義） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第220回定例会を閉会いたします。

午前11時50分 閉会